

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	福祉部 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 2 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 26 日
担 当	福祉部 福祉政策課(TEL 2425 )

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について 介護保険料の収入未済額は、令和元年度末で218,320,137円であった。令和2年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が201,015,547円である。 後期高齢者医療保険料の収入未済額は、令和元年度末で54,438,800円であった。令和2年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が46,205,100円である。 今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。</p>	<p>介護保険料及び後期高齢者医療保険料の未収金について、引き続き未収金の解消に努め、現年分については滞納繰越が生じないよう、電話による催告及び臨戸訪問を実施し、より一層の徴収強化に努める。 また、滞納繰越分については、滞納額の多い人及び2年の時効で失効しそうな人を重点的に電話による催告等を実施し、滞納繰越分の早期回収に努めていく。</p>
<p>2 適正な事務執行について 岐阜市事務決裁規則別表第2では、介護保険料の減免について、部長の専決事項とされている。 しかしながら、介護保険料の減免に係る決裁について、専決者の決裁を受けていないものがあった。 今後は、岐阜市事務決裁規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>係内で研修を実施し、保険料の減免をはじめとした各種決裁の専決者について確認した。 また、担当者に決裁が戻った際には、必ず専決者までの決裁が終了していることを確認するよう徹底した。</p>
<p>3 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。 しかしながら、指定管理者が管理する施設である老人福祉センター友楽園における物品の納品について、指定管理者の職員が検収し、検収印欄に認印を押しているものがあった。 また、福祉政策課、指導監査課、障がい福祉課、恵光学園、第二恵光、第三恵光、ケアホーム恵光、高齢福祉課及び福祉医療課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>各課における研修や会議において適正な財務会計事務の執行について職員への周知徹底を行うとともに、物品取扱員の人数の見直しを行った。 また、指定管理者に対し物品の適正な取り扱いについて周知を行い、今後は物品発注の都度、指定管理施設職員に対して物品取扱員が検収印を押印する旨を伝えるように改めた。</p>
<p>4 交通事故の防止について 平成30年12月から令和2年11月までの間に、公用車の後退時における事故が5件発生した。5件の事故のうち2件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。また、公用車の発進時における事故が8件発生した。 後退時の安全確認及び乗車前の公用車周辺の障害物等の把握の励行について指導されたい。 後退時の安全確認の励行については、平成30年度の定期監査においても同様の指摘をしている。しっかりと対応されたい。</p>	<p>各課における朝礼や研修、会議において事故防止と交通ルールの順守等注意喚起を行った。 今後も引き続き、指導徹底を図っていく。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 3 年 2 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 26 日
担当	福祉部 福祉政策課(TEL 2425 )

指摘事項	措置状況
<p>5 個人情報保護の徹底について 岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者が職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また同条例第7条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和2年6月、氏名がカタカナで印字されている高齢者おでかけバスカードについて、一部を誤って他人に送付するという事案が発生した。</p> <p>今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、個人情報の取扱いに十分注意し、漏えい防止のために講じた措置を着実に実行されたい。</p>	<p>チェックリストを作成し、バスカード発送前に係長及び課長がチェックリストを確認することで、二重チェック体制を徹底するようにした。</p> <p>また、係員に対しチェック方法等について、研修を行った。</p>